



2023年10月2日

各位

会社名 株式会社トゥエンティフォーセブン
代表者名 代表取締役社長 小島 礼大
(コード番号: 7074 東証グロース)
問合せ先 取締役 コーポレート本部長 下川 智広
(Tel. 03-6432-4258)

**第三者割当による新株式及び第10回乃至第12回新株予約権（行使価額修正条項付）の
発行に係る払込完了に関するお知らせ**

当社は、2023年9月15日付の当社取締役会において決議しました、当社代表取締役社長である小島礼大氏（以下、「株式割当先」といいます。）を割当先とする第三者割当による新株式（以下、「本新株式」といいます。）の発行及びEVO FUND（以下、「新株予約権割当先」といいます。）を割当先とする第三者割当による第10回乃至第12回新株予約権（以下、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行に関する発行価額の総額の払込みが完了したことを確認しましたので、お知らせいたします。

なお、本新株式及び本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2023年9月15日公表の「第三者割当による新株式及び第10回乃至第12回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行並びに新株予約権の買取契約（コミット・イシュー・プログラム）の締結に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 第三者割当による本新株式及び本新株予約権の発行の概要

<本新株式の発行の条件>

(1) 払込期日	2023年10月2日
(2) 発行新株式数	普通株式 694,400株
(3) 発行価額	1株につき、金360円
(4) 発行価額の総額	249,984,000円
(5) 資本組入額	124,992,000円
(6) 調達資金の額	244,984,000円（注）
(7) 募集又は割当方法（割当先）	第三者割当の方法により、全ての本新株式を株式割当先に割り当てます。

<本新株予約権の発行の条件>

(1) 割 当 日	2023年10月2日
(2) 発行新株予約権数	13,000個（新株予約権1個につき普通株式100株） 第10回新株予約権：5,000個 第11回新株予約権：4,000個 第12回新株予約権：4,000個
(3) 発行価額	総額209,000円（第10回新株予約権1個あたり37円、第11回新株予約権1個あたり5円、第12回新株予約権1個あたり1円）
(4) 当該発行による潜在株式数	普通株式1,300,000株（新株予約権1個につき100株） 第10回新株予約権：500,000株 第11回新株予約権：400,000株 第12回新株予約権：400,000株 上限行使価額はありませぬ。 下限行使価額は175円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は1,300,000株であります。
(5) 資金調達額	413,809,000円（注）
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額は、322円とします。 本新株予約権の行使価額は、いずれの回号についても、本新株予約権の割当日の翌取引日（2023年10月3日）に初回の修正がされ、以後各取引日（株式会社東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。以下同じ。）毎に修正されます。かかる修正条項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日（当日を含みます。）の翌取引日（以下、「修正日」といいます。）に、修正日の直前取引日における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額（但し、当該金額が、下限行使価額を下回る場合は下限行使価額とします。）に修正されます。また、いずれかの修正日の直前取引日に本新株予約権の発行要項第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該修正日の直前取引日における当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されます。

<p>(7) 募集又は割当方法 (割 当 先)</p>	<p>第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を新株予約権割当先に割り当てます。</p>
<p>(8) そ の 他</p>	<p>当社は、新株予約権割当先との間で、下記「【ご参考】」に記載する行使コミット条項、行使開始日変更指示、新株予約権割当先が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要すること、ロックアップ及び先買権等を規定する本新株予約権の買取契約（以下、「本新株予約権買取契約」といいます。）を締結しております。</p> <p>※ロックアップ</p> <p>当社は、新株予約権割当先又は EVOLUTION JAPAN 証券株式会社（東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役社長 ショーン・ローソン）（以下、「EJS」といいます。）による事前の書面による承諾を得ることなく、本新株予約権買取契約の締結日に始まり本新株予約権が残存している間において、当社普通株式又は普通株式に転換若しくは交換できる証券の勧誘、担保提供、発行、売付け、売却契約、購入オプションの付与、購入権の付与、引受権の付与、貸付けその他の移転又は処分を、直接又は間接に行わず、またデット・エクイティ・スワップ等の実行による普通株式の発行又は発行会社の普通株式の所有についての経済的結果の全部又は一部を第三者に移転するスワップその他の取決めを行わず、さらに当社の指示により行為するいかなる者をしても上記の各行為を行わせないものとします。但し、上記の制限は、当社が新株予約権割当先又はその関係会社を相手方として上記各行為を行う場合、当社普通株式の株式分割により当社が当社普通株式を発行又は交付する場合、当社が当社普通株式の無償割当を行う場合、会社法第194条第3項に基づく自己株式の売渡し、当社のストックオプション制度に基づき当社が当社の新株予約権若しくは普通株式を発行若しくは交付する場合、本新株予約権を発行する場合、本新株予約権の行使に基づき当社が当社普通株式を発行又は交付する場合、本新株株式を発行する場合及びその他適用法令により必要となる場合については適用されません。</p>

※先買権

当社は、本新株予約権買取契約の締結日に始まり、本新株予約権が残存している間において、新株予約権割当先以外の第三者に対して当社普通株式若しくは種類株式又は普通株式若しくは種類株式に転換若しくは交換できる証券を発行又は交付しようとする場合には(以下、かかる発行又は交付を、「本追加新株式発行等」といいます。)、EJS に対して、当該証券の発行又は交付を決議する取締役会の日の3週間前までに、当該証券の発行又は交付に係る主要な条件及び内容(当該証券の種類、価額、数量、払込期日、引受契約の条件、引受予定先の名称・所在地を含むが、これに限られません。以下同じ。)を記載した書面(以下、「本通知書」といいます。)により通知しなければなりません。

新株予約権割当先は、EJS が本通知書を受領した場合、当社に対して、EJS の本通知書を受領日(当日を含みません。)から1週間以内に、本通知書に記載された条件及び内容により当該証券を引き受けるか否かを書面にて通知することとし、新株予約権割当先が当該条件と同一の条件により当該証券を引き受ける旨を当社に通知(以下、かかる通知を、「応諾通知」といいます。)したときは、当社は、新株予約権割当先に対して当該証券を発行又は交付するものとし、当該第三者に対して当該証券を発行又は交付してはなりません。

当社は、新株予約権割当先からの応諾通知を受領しなかった場合に限り、本通知書により新株予約権割当先に通知された主要な条件及び内容によってのみ、本追加新株式発行等を決議することができます。

なお、上記の定めは、以下に規定する各場合には適用されないものとします。

- ① 当社の役職員若しくはコンサルタント若しくはアドバイザーを対象とするストックオプションを発行する場合、又は普通株式を発行若しくは交付する場合において、当社の取締役会によって適法に承認された資本政策に従っており、かつその発行株式数が本新株予約権買取契約締結時点における当社の発行済株式総数の5%未満である場合。
- ② 当社が適用法令に従い開示した書類に記載された、本

	<p>新株予約権買取契約の締結日時点で既発行の株式（種類株式等で普通株式への転換請求権等を付与されているものを含みます。）、新株予約権又は新株予約権付社債等の行使又は転換の場合において、当該行使又は転換が当該書類に記載された条件から変更又は修正されずに、当該条件に従って行われる場合。</p> <p>③ 上記の他、当社と新株予約権割当先とが、別途先買権の対象外とする旨を書面により合意した場合。</p>
--	---

(注) 調達資金の額は、本新株式については、本新株式の発行価額に本新株式の発行新株式数を乗じた金額から発行諸費用の概算額の半分の金額を差し引いた金額です。本新株予約権については、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額の半分の金額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定された場合の金額であり、行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合並びに当社が取得した第 11 回新株予約権及び第 12 回新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は変動します。加えて、上記調達資金の額の計算に際して用いられている本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

【ご参考】

※本新株予約権（コミット・イシュー・プログラム）の特徴

当社が各回号の本新株予約権の対象となる当社普通株式の予定株数（第 10 回新株予約権：500,000 株、第 11 回新株予約権：400,000 株、第 12 回新株予約権：400,000 株）をあらかじめ定め、原則、全部コミット期間（下記に定義する。）内に当該本新株予約権の行使が新株予約権割当先によりコミット（全部コミット）されている設計です。またそれに加えて、第 10 回新株予約権については、前半コミット期間（下記に定義する。）内に 90,000 株相当分以上の第 10 回新株予約権の行使をすることがコミット（前半コミット）されております。

なお、「全部コミット期間」とは、原則として、第 10 回新株予約権については第 10 回新株予約権の払込期日の翌取引日から 2024 年 10 月 2 日までの期間、第 11 回新株予約権については 2024 年 10 月 3 日又は第 10 回新株予約権の行使が完了した日のいずれか遅い日からその 12 か月後の応当日の前日（但し、当該日が取引日でない場合には、直後の取引日）までの期間（但し、第 10 回新株予約権の行使が完了した日から第 11 回新株予約権の行使期間の末日までの期間が 13 か月未満である場合には、第 11 回新株予約権につき全部コミットはなされません。また、当社が第 11 回新株予約権につき行使開始が可能となる日を変更する指示（以下、「行使開始日変更

指示」といいます。詳細については下記をご覧ください。)を行った場合には、第11回新株予約権につき全部コミットは消滅し、代わりに一定の条件の下、行使開始日変更指示の対象となる新株予約権に関し同箇所に記載のコミットが発生します。)、第12回新株予約権については2025年10月3日又は第11回新株予約権の行使が完了した日のいずれか遅い日からその12か月後の応当日の前日(但し、当該日が取引日でない場合には、直後の取引日)までの期間(但し、第11回新株予約権の行使が完了した日から第12回新株予約権の行使期間の末日までの期間が13か月未満である場合には、第12回新株予約権につき全部コミットはなされません。また、当社が第12回新株予約権につき行使開始日変更指示を行った場合には、第12回新株予約権につき全部コミットは消滅し、代わりに一定の条件の下、行使開始日変更指示の対象となる新株予約権に関し同箇所に記載のコミットが発生します。。「前半コミット期間」とは、第10回新株予約権について、原則として、第10回新株予約権の払込期日の翌取引日から2023年11月30日までの期間をいいます。なお、第11回新株予約権及び第12回新株予約権については、前半コミットは存在しません。

本新株予約権買取契約において、第11回新株予約権については2024年10月2日まで、第12回新株予約権については2025年10月2日まで、行使できない設計となっておりますが、当社は、一定の条件の下、行使開始日変更指示により、当社の指定する数の第11回新株予約権及び第12回新株予約権の全部又は一部につき、行使開始が可能となる日を変更(前倒し及び後倒しのいずれも可能)することができます。これら3回の新株予約権の行使可能タイミングを分散することで、当社が本新株予約権により調達する資金の支出予定時期の中でも、必要とする時期やその金額が異なる資金需要に対して、当社の選択により資金需要に沿ったタイミングで、蓋然性の高い資金調達を開始することを可能にしています。

第10回新株予約権についての全部コミット及び前半コミット、並びに第11回新株予約権及び第12回新株予約権についての全部コミットを組み合わせることが、本資金調達をコミット・イシュー・プログラムと称する所以ですが、さらに本資金調達においては、第11回新株予約権及び第12回新株予約権の全部又は一部につき行使開始日変更指示を行うことにより、当社の裁量により第11回新株予約権及び第12回新株予約権に係る行使コミットの開始時期及び対象となる新株予約権数を変更することができ、柔軟性の高い仕組みとなっております。

なお、行使開始日変更指示に基づき、本新株予約権の行使可能期間に変更があった場合、又は本新株予約権に係る全部コミット若しくは前半コミットが消滅した場合には、速やかに開示いたします。

	第 10 回新株予約権	第 11 回新株予約権	第 12 回新株予約権
発行数	5,000 個	4,000 個	4,000 個
発行価額の総額	185,000 円	20,000 円	4,000 円
行使価額の総額	161,000,000 円 (注 1)	128,800,000 円 (注 1)	128,800,000 円 (注 1)
行使想定期間	原則払込期日の翌取引日から約 12 か月 (コミット期間延長事由発生時を除く)	原則 2024 年 10 月 3 日 (第 10 回新株予約権が当初の全部コミット期間内に行使完了した場合) から約 12 か月 (当社が行使開始日変更指示をした場合及びコミット期間延長事由発生時を除く)	原則 2025 年 10 月 3 日 (第 10 回新株予約権及び第 11 回新株予約権が当初の全部コミット期間内に行使完了した場合) から約 12 か月 (当社が行使開始日変更指示をした場合及びコミット期間延長事由発生時を除く)
修正頻度	各取引日毎	各取引日毎	各取引日毎
行使価額	直前取引日終値の 92%	直前取引日終値の 92%	直前取引日終値の 92%
全部コミット	あり	あり	あり
前半コミット	あり (90,000 株)	なし	なし
当初行使開始予定日	2023 年 10 月 3 日	2024 年 10 月 3 日	2025 年 10 月 3 日
全部コミット完了予定日	2024 年 10 月 2 日	2025 年 10 月 2 日	2026 年 10 月 2 日
前半コミット完了予定日	2023 年 11 月 30 日	なし	なし
取得条項 (注 2)	なし	あり	あり

(注) 1. 上記行使価額の総額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。

2. 第 11 回新株予約権及び第 12 回新株予約権には取得条項が付されているため、将来的には、当社の選択により、本新株予約権を取得・消却する可能性があります。本新株予約権買取契約において、第 11 回新株予約権の全部コミット期間中に第 11 回新株予約権を取得する場合及び第 12 回新株予約権の全部コミット期間中に第 12 回新株予約権を取得する場合には、新株予約権割当先の同意を取得しなくてはならない旨定められています。

2. 本新株式の発行による発行済株式総数及び資本金の額の推移

増資前発行済株式総数	4,560,400株	(増資前の資本金の額 793,528千円)
増資による発行株式数	694,400株	(増加する資本金の額 124,992千円)
増資後発行済株式総数	5,254,800株	(増資後の資本金の額 918,520千円)

以上